和泉市意思疎通支援事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、和泉市地域生活支援事業実施要綱（平成１８年９月２１日制定）第２条第２号に規定する意思疎通支援事業のうち、和泉市登録手話通訳者及び和泉市登録要約筆記者（以下「通訳者等」という。）の派遣に関する事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、和泉市とする。

　（通訳者等の業務）

第３条　通訳者等は次に掲げる業務を遂行しなければならない。

(1)　聴覚障がい者、音声機能障がい者又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）の情報の確保に努める。

(2)　通訳者等は、自主的に講習会等に出席し、さらなる自らの技術の向上に努めなければならない。

　（派遣対象者及び事由）

第４条　本事業の派遣対象者は、本市に居住する聴覚障がい者等で、かつ社会生活上の円滑な意思疎通が困難なものとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

２　派遣の対象となる事由は、聴覚障がい者等個人が社会参加のため意思伝達の支援が必要な次の各号のいずれかに該当する場合とする。

　(1)　官公庁での手続、相談に関すること。

　(2)　医療機関受診に関すること。

　(3)　就職、転職等の職業に関すること。

　(4)　学校行事等に関すること。

　(5)　生涯学習、交流等に関すること。

　(6)　その他福祉事務所長が必要と認めた事項。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には原則として派遣しない。

(1)　政治活動（特定の政党の政治的活動や集会等)

(2)　宗教活動（宗教的な活動や集会等)

(3)　営利活動（企業･団体･個人の営利を目的とする商品販売等の活動等)

(4)　定期的かつ長期にわたる活動

(5)　その他社会通念上派遣することが適切と認められない活動

　（派遣の範囲）

第５条　通訳者等の派遣の範囲は、原則として市内に限るものとする。ただし、他市町村等の手話通訳者又は要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）の派遣が可能となったとき及び福祉事務所長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

　（派遣の申請）

第６条　通訳者等の派遣を必要とするときは、聴覚障がい者等又は代理人（以下「申請者」という。）が福祉事務所長に対し、緊急の場合を除き、原則として派遣を受けようとする日の１４日前までに、和泉市通訳者等派遣依頼申請書（様式第１号）又は電話等により申込むものとする。

　（派遣の決定）

第７条　福祉事務所長は、通訳者等の派遣依頼を受けた場合は、直ちにその理由等を検討し、遅くとも派遣希望日の３日前までに申請者に対して、その可否を和泉市通訳者等派遣決定（却下）通知書（様式第２号）又は電話等により通知するものとする。

２　福祉事務所長は、前項により派遣決定を行なった場合は、通訳者等のうちから派遣可能な者を選定し、依頼するものとする。

（派遣時間）

第８条　通訳者等の派遣時間については、月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時１５分までとする。なお、次の各号に掲げる日は、原則として行なわないものとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた場合に限り派遣することができる。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　前号に掲げる日以外の日で、法律の定めるところにより休日となる日

(4)　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前２号に掲げる日を除く）

（派遣の確認）

第９条　通訳者等は、派遣依頼を受け手話通訳又は要約筆記（以下「手話通訳等」という。）業務の後、和泉市通訳等業務報告書（様式第３号。以下「報告書」という。）の提出をもって派遣の確認を受けるものとする。

（登録の申請及び決定）

第１０条　通訳者等として新規登録を受けようとする者は、和泉市通訳者等登録申請書（様式第４号。以下「登録申請書」という。）を福祉事務所長に提出しなければならない。

２　通訳者等として再登録を受けようとする者は、登録期間満了の２ヶ月前までに登録申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。

３　福祉事務所長は、前２項の規定に基づき登録申請書の提出があった場合は、直ちにその内容等を審査し、和泉市通訳者等登録（却下）決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

　（通訳者等の要件）

第１１条　手話通訳者の登録要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 和泉市手話通訳者養成講座又はこれと同等の養成講座等を修了した者で、和泉市手話通訳者登録認定試験に合格した者
2. 大阪府の登録通訳者等又は手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録している者
3. 第1号の養成講座を修了した者と同等の手話通訳技術を有すると福祉事務所長が認める者で、和泉市手話通訳者登録認定試験に合格した者

２　要約筆記者の登録要件は、和泉市要約筆記奉仕員養成講座、大阪府要約筆記者養成講座又はこれらと同等の養成講座を修了した者で、和泉市要約筆記者登録認定試験に合格した者とする。

（登録証）

第１２条　福祉事務所長は通訳者等に対し、和泉市手話通訳者登録証又は和泉市要約筆記者登録証（様式第６号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

　（登録の有効期間）

第１３条　登録の有効期間については、平成２２年４月１日から２年間有効とし、その途中に登録があった場合においても、有効期間はその期間とする。なお、平成２４年度以降の取扱いについても同様とする。

 （福祉事務所長の遵守事項）

第１４条　福祉事務所長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　通訳者等の健康管理に配慮すること。

(2)　手話通訳等を依頼する際には、1人の通訳者等が連続して手話通訳等に従事する時間を原則として３０分以内とすること。

(3)　研修の機会を設ける等、通訳者等の技術と知識の向上に努めること。

　（個人情報の保護）

第１５条　通訳者等は、本事業に従事するにあたり個人情報を取り扱う場合は、和泉市個人情報保護条例（平成１１年和泉市条例第３号）第１１条第２項及び第３項の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

　（通訳者等の義務）

第１６条　通訳者等は、本事業に従事するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　業務中に知り得た聴覚障がい者等の秘密を他に洩らしてはならない。また、登録を抹消された後も同様とする。

(2)　業務中は、常に登録証を携帯し、関係者からの請求を受けたときは、これを提示しなければならない。

(3)　手話通訳等に従事した場合は、業務状況を報告書により、業務を行った月の翌月５日までに福祉事務所長に提出しなければならない。

(4)　登録の辞退又は登録事項に変更が生じた場合は、和泉市通訳者等登録（辞退・変

更）届出書（様式第７号）を福祉事務所長に提出するとともに、辞退の場合は登録証を返還しなければならない。

(5)　通訳者等は、交付された登録証を損傷又は紛失等した場合には、直ちに福祉事務所長あてに和泉市通訳者等登録証損傷・紛失等届兼再交付申請書(様式第８号)を提出しなければならない。

（派遣の費用等）

第１７条　通訳者等の派遣に要する聴覚障がい者等の費用負担は、別表第１に掲げるものを除き、原則無料とする。

（派遣の報償等）

第１８条　通訳者等の派遣に伴う報償等は、別表第１に掲げるとおりとする。ただし、派遣に係る入場料、出席者負担金その他の経費については、申請者の負担とする。

（保険加入及び災害補償）

第１９条　福祉事務所長は通訳者等の派遣中における交通事故等の災害補償をするため、その保険の補償範囲内において補償するものとする。

（通訳者等の解任）

第２０条　福祉事務所長は、通訳者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解くことができる。

(1)　登録の辞退を申し出た場合。

(2)　第１６条(1)に反した場合。

(3)　第３条通訳者等の業務に反した場合

(4)　その他、福祉事務所長が不適当と認める場合。

　（派遣の決定の特例）

第２１条　第７条第２項の規定にかかわらず、第５条ただし書きの場合においては、通訳者等でない他市町村等の手話通訳者等を派遣することができる。

２　前項の規定により派遣する場合の報償等については、その者の属する市町村等の定める報償等を直接又はその者の属する市町村等へ支払うものとする。

　（補　則）

第２２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附　則

１　平成１８年９月２９日制定の和泉市手話通訳者派遣事業実施要綱及び平成２１年１１月１日制定の和泉市要約筆記通訳者派遣モデル事業実施要綱を廃止する。

２　この要綱の施行前に行われた和泉市手話通訳者派遣事業実施要綱第４条、和泉市要約筆記通訳者派遣モデル事業実施要綱第４条による申込みについては、この要綱により派遣の申込みがあったものとみなす。

３　和泉市要約筆記通訳者派遣モデル事業実施要綱の規定により、登録された者の登録有効期間は、平成２４年３月３１日までとする。

４　この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２４年８月２０日から施行する。

附　則

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市意思疎通支援事業実施要綱の規定は、平成２７年１０月１日から適用する。

 （経過措置）

２　この要綱の施行前において、この要綱の規定による様式と異なる様式により行われた申請行為等は、この要綱の規定による様式により行われたものとみなす。

　　附　則（令和３年１月２７日）

この訓令は、令達の日から施行する。

　　附　則（令和３年４月１日）

この訓令は、令達の日から施行する。

　　附　則（令和４年１０月１３日）

この訓令は、令達の日から施行する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 報償額 | １時間 | 平日の時間内　　　　　　　　　１，４５０円 |
| 休日・祝日・時間外　　　　　　１，８１０円 |
| 交通費 | 申請者と同行の場合は申請者の負担とする。 |
| 報償額の算出方法等 | １　派遣時間の計算は、通訳者等が自宅を出てから帰宅するまでの時間とする。ただし、手話通訳等業務以外で私的に費やした時間は含まない。２　月単位の全時間数（それぞれの報償額のうち平日の時間内、休日・祝日・時間外別に計算した時間数）によって計算する。この場合において、１時間未満の端数があるときは、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てるものとする。 |
| 報償の支払 | 毎月支払う。 |

別表第１（第１８条関係）通訳者等の派遣に伴う報償

様式第１号（第６条関係）

　和泉市福祉事務所長　あて

　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 和泉市通訳者等派遣依頼申請書 |
| 申請者 | 氏名 | ＴＥＬＦＡＸ |
| 住所　　和泉市 | 担当者ＴＥＬ |
| 対象者 | 氏名 | ＴＥＬＦＡＸ |
| 住所　　和泉市 |
| 通訳希望日 | 　　　年　　　月　　　日　（　　　）曜日　　　 |
| 　　　時　　　分　～　　　　　　　　　時　　　分まで |
| 派遣種別 | 手話通訳　・　要約筆記（　手書き　・　パソコン　） |
| 通訳場所 | 会場名等 |
| 住所（所在地） |
| ＴＥＬ・ＦＡＸ |
| 用件 |  |
|  |
|  |
| 待合場所・時間等 | （具体的に）　待合時間（午前・午後　　時　　分）最寄駅又は停留所　　　　　　　　　　　　駅　・　停留所 |
|  |
|  |
|  |
|  |

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

様

和泉市福祉事務所長

和泉市通訳者等派遣決定（却下）通知書

　　　　　　　年　　月　　日付けの通訳者等派遣依頼について、和泉市意思疎通支

援事業実施要綱第７条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

記

【通訳内容】　手話　・　パソコン要約筆記　・　手書き要約筆記

【決定内容】　　　　　　派遣する　　　　　・　　　派遣しない

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通訳者氏名 |  |  |
| 派遣場所 |  |
| 派遣年月日 | 　　年　　　　月　　　　日 |
| 派遣時間 | 　　　　　時　　　分　～　　　　　　時　　　分 |

様式第３号（第９条関係）

和泉市通訳等業務報告書

|  |
| --- |
|  |
| 対象者 |  |
| 派遣種別 | 手話通訳　・　要約筆記（手書き・パソコン） |
| 派遣年月日 | 年　　　　月　　　　日　（　　　） |
| 会場（行先） |  |
| 目的 |  |
| 活動時間 | 自　宅～会　場　　　　　　　 （　　：　　）～（　　：　　） |
| 会場（待合せ時間～通訳終了時間）（　　：　　）～（　　：　　） |
| 会　場～自　宅 （　　：　　）～（　　：　　） |
| 自由記述欄（市役所への連絡事項等） |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 年　　月　　日 |
| 和泉市福祉事務所長あて |

通訳者等氏名

|  |
| --- |
| ＊自署しない場合は、記名押印してください。 |

様式第４号（第１０条関係）

和泉市通訳者等登録申請書

　　年　　月　　日

和泉市福祉事務所長　あて

次のとおり和泉市通訳者等の登録を申請します。

なお、申請内容を確認する為に住民基本台帳を確認すること及び第三者から手話通訳等が必要な行事等を行う為、通訳者等の情報提供を求められた場合は、本申請書の記載事項の範囲内において、情報提供をすることを承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録区分 | 手話　・　パソコン要約筆記　・　手書き要約筆記 |
| フリガナ |  | 男 ・ 女 |
| 氏　　名 | ＊自署しない場合は、記名押印してください。 |
| 生年月日 | 　　年　　月　　日　生　（　　　歳） |
| 職　　業 |  |
| 現住所 | 〒 | ＴＥＬ |
| ＦＡＸ |
| 年 | 月 | 通訳者等養成講座および活動の履歴等 |
|  |  |  | 手話・パソコン・手書き |
|  |  |  | 手話・パソコン・手書き |
|  |  |  | 手話・パソコン・手書き |
|  |  |  | 手話・パソコン・手書き |
|  |  |  | 手話・パソコン・手書き |
|  |  |  | 手話・パソコン・手書き |

通訳等に従事可能な日時

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 祝 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 午前 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 午後 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 夜間 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＊従事できる曜日の枠に、時間帯を記入してください。 |
| 得意な分野 |
|  |

様式第５号（第１０条関係）

和泉障福第　　　号

　　年　月　日

　様

和泉市福祉事務所長

和泉市通訳者等登録（却下）決定通知書

　　　　年　月　日付けの和泉市通訳者等登録申請について、和泉市意思疎通支援事業実施要綱第１０条の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

記

【登録内容】手話・パソコン要約筆記　・　手書き要約筆記

【決定内容】登録する　・　登録しない

＊登録者のみ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録者氏名 |  | 生年月日 | 年　月　日　生 |
| 住所 |  |
| 登録年月日 | 年　　月　　日 |
| 登録期間 | 　年　　月　　日　～　年　　月　　日 |

様式第６号（第１２条関係）

和泉市手話通訳者登録証

　（表面）　　　　　　　　　　　　　（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 和泉市手話通訳者登録証氏名　　　　　　　　　　　　　　　上記の者は和泉市手話通訳者として登録されていることを証明します。年　　月　　日和泉市福祉事務所長有効期限：　　　年　月　日迄 | 注意事項１．本事業にあたっては、常に正確にするように心がけること。２．本事業によって知り得た秘密は守らなければならない。３．本事業にあたる際は、この証を携帯し、関係者から求められた時は、これを提示すること。４．この登録員証を紛失したときは、速やかに届け出ること。５．本事業に従事しなくなった時はこの登録証を必ず返還すること。 |

和泉市要約筆記者登録証

　（表面）　　　　　　　　　　　　　（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 和泉市要約筆記者登録証氏名　　　　　　　　　　　　　上記の者は和泉市要約筆記者として登録されていることを証明します。年　　月　　日和泉市福祉事務所長有効期限：　　　年　月　日迄 | 注意事項１．本事業にあたっては、常に正確にするように心がけること。２．本事業によって知り得た秘密は守らなければならない。３．本事業にあたる際は、この証を携帯し、関係者から求められた時は、これを提示すること。４．この登録員証を紛失したときは、速やかに届け出ること。５．本事業に従事しなくなった時はこの登録証を必ず返還すること。 |

様式第７号（第１６条関係）

和泉市通訳者等登録（辞退・変更）届出書

　　年　　月　　日

和泉市福祉事務所長　あて

和泉市通訳者等の登録(辞退・変更)します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | ＊自署しない場合は、記名押印してください。 |
| 住　　所 | 〒 |
| 登録区分 | 手話　・　パソコン要約筆記　・　手書き要約筆記 |
| 理　　由 |  |
| 変更事項 |  |
| 備　　考 |  |

様式第８号(第１６条関係)

和泉市通訳者等登録証損傷・紛失等届兼再交付申請書

年　　月　　日

　　　和泉市福祉事務所長　あて

　　　　　　　　　氏名

　＊自署しない場合は、記名押印してください。

　先に交付を受けた和泉市通訳者等登録証について、下表のとおり届け出ます。

　なお、再交付について併せて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 　 |
| 住所 | 〒TEL(　　　)　　　―　　　　　FAX(　　　)　　　― |
| 損傷・紛失・盗難の別 | 損傷　　・　　紛失　　・　　盗難 |
| 発生日時 | 　　　　年　　月　　日　　　　時　　分　～　　時　　分　 |
| 発生時の状況 | 　 |
| 備考 | 　 |

盗難については、必ず警察に届出し、その書類の写しを添付すること。